

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1703

3 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 22年分所得税の確定申告
申告期限…2月16日から3月16日まで
納期限…3月15日
- 2, 所得税確定損失申告書の提出
期限…3月15日
- 3, 20年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
- 4, 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- 5, 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日
- 6, 18年分所得税の更正の請求
請求期限…3月15日
- 7, 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得
税)・法人住民税〉
申告期限…4月1日
- 8, 1月、4月、7月、10月決算法人の3月
ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・
地方消費税〉
申告期限…4月1日
- 9, 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費
税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉
申告期限…4月1日
- 10, 消費税の年税額が400万円超の4月、7
月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
〈消費税・地方消費税〉
申告期限…4月1日

◎税務のニュース

厚労省／深夜国会／一晩で2,200万円 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

節税保険規制 …3

◇中小企業経営者のための豆知識

合資会社

◇「有限責任社員」と「無限責任社員」…7

◇合資会社の定義 …7

◇合資会社のメリット …8

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

5 損金となる寄附金

(1) 寄附金の処理 …10

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎振替休日と代休の違い

◇休日には法定休日と所定休日がある …13

◇法定休日 …13

◇所定休日 …13

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎固定資産税の仕訳

1. 固定資産税とは

(1) 固定資産税の定義・意味など …16

(2) 固定資産税の範囲 …16

2. 固定資産税の会計・簿記・経理上の
取り扱い

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等 …17

(2) 賦課決定のあった日に費用計上する
場合 …17

節税保険規制

2017年頃より、中小企業を中心にいわゆる「節税保険」の勧誘・販売が過熱していましたが、ついに国税庁からの制限がかかりました。

まずは、ここ最近、生命保険業界で起きていることについて、事実関係を含めて現時点までの流れを整理しておきます。

- ・日本生命保険など生命保険各社は2月13日、節税目的の加入が増えている経営者保険の販売を一時取りやめることを決めた。
- ・国税庁が同保険の税務上の取り扱いを見直し、支払った保険料を損金算入できる範囲に制限をかける検討を始めるため。中小企業の節税ニーズをとらえて市場が急拡大してきたが、転機を迎える。
- ・日本生命の他、第一生命保険や明治安田生命保険、住友生命保険が解約時の返戻率が50%を超える法人向け保険の販売を2月14日から停止する。外資系のメットライフ生命保険なども販売を止める。
- ・国税庁が2月13日、同保険の課税方法を定めた通達を見直す考えを生保各社に伝えた。各社は見直し案が固まるまで販売を自粛する方向だ。
- ・販売を停止する経営者保険は中小企業が契約主体となり、経営者が死亡すると数億円単位の保険金が支払われる。保険料を全額会社の損金に算入でき、途中解約すると保険料の大部分が戻ってくる設計で、実態は節税目的の利用が多い。
- ・国税庁は解約時に保険料の大部分が戻る前提の商品については、保険料を損金ではなく資産として計上すべきだとの考え。現在の商品が保険料の全額を損金処理できる点を問題視している。法人の保険料の税務上の取り扱いを定めた通達を見直して制限をかける。
- ・節税保険は中小企業経営者のニーズをつかみ、市場規模が数千億円にまで拡大。金融庁が節税効果を強調した販売手法などを問題視し、各社は商品設計や販売手法を見直す準備に入っていた。
- ・国税庁が商品の根幹である税の取り扱いを見直すことで、より根本的な見直しを迫られた。
- ・節税効果の高い経営者保険は過去にも登場し、その度に国税庁が規制を重ねてきた。今回は日本生命が2017年に出した新商品「プラチナフェニックス」をきっかけに各社がこぞって商品を投入した。

2月13日の16時より生命保険協会にて全保険会社を集めた「拡大税制研究会」が開催され、国税庁側からの意向が出席した保険会社に伝えられています。

拡大税制研究会はいきなり開催される訳ではなく、少なくとも1週間前に各社へ開催の意向が生命保険協会より伝えられますので、6日ごろに各社へ連絡が行っていたと思われます。

この拡大税制研究会で配布された資料の中で、国税庁側から以下のような「見直しの基本方針」が明示されています。

- ・満期返戻金のない保険商品全般を対象にして単一的かつ普遍的なルールを作る
- ・契約者が把握可能な指標に基づくシンプルなルールとする
- ・課税上弊害がないと考えられるものは全額損金算入という現行の取扱いを維持する

さらに検討するポイントとしては、

- ・現在の個別通達（長期平準・遡増定期・がん・医療等）及び文書回答（長期傷害）は廃止して、単一的な資産計上ルールを作る
- ・法人を契約者として役員または使用人を被保険者とする契約のうち保険期間3年以上の定期保険と第三分野保険で、満期返戻金がなく保険料が給与とならない契約を対象にする
- ・ピーク時の解約返戻率が50%を超える商品を対象とし、50%以下の商品については全損処理を認める
- ・資産計上の方法は契約から一定期間までで、資産計上額はピーク時の解約返戻率に応じた金額
- ・適用日は以後の契約とすると以後の支払保険料からとするかは未定との記載がありました。

この内容を踏まえ、2月14日より大手4社を筆頭に各社ともに全額損金系の商品を中心に販売を停止しました。一部保険会社では、慎重を期して保険期間10年超の契約はすべて販売停止にしているところもあります。

現在確認されているだけで、すべての保険会社で全額損金の商品は販売停止となり、現在提案中・手続き中の契約も月内ですべての保険会社で停止となります。

これらを踏まえて「通達がいつ出るのか」「どんな内容の通達が出るのか」という憶測が生命保険業界内では飛び交っているようです。

新聞報道では「節税保険」などと事実ではない書き方をして煽っていますが、まず、そもそも全額損金の生命保険は「課税の先送り」であって、節税にはなりません。

しかも、法律が認めている税金が安くなる行為は「節税」と位置づけられるので、節税は悪い事ではないはずで。

それを、マスコミ各社は「節税＝悪」そしてそれを活用している「経営者は悪い」と連想させるような記事を乱発しています。

生命保険を使った課税の繰延は、企業経営における財務戦略としては非常に重要です。日本の税制は赤字になっても税金は補てんされず、将来に挙げた利益から税金を安くしてくれるシステムです。

経営者は誰も赤字にしたいとは思っていません。ですが天災や経済環境の変化、突発的な事故や取引先の倒産などやむを得ない事情で赤字になる事は十分にあり

得ます。その時に、生命保険を活用して形成した「簿外資産」を取り崩して補てんをするという活用は、安定経営においては当たり前のことです。ただ、この活用を「悪用」したのが生命保険会社であり、保険募集人かもしれません。

財務戦略に生命保険が活用できるので、途中で解約したときに支払われる解約返戻金がより多くなるような設計をしたり、保険料が不必要に高額になるような設計をしたりして、販売をする様になりました。

そして、それらの保険商品を販売する生命保険募集人が、本当にこの保険を活用すべき法人だけでなく、本来であれば活用してはいけない様な法人に対しても販売を行い、営業成績や販売手数料を稼いできたという事実は隠せません。

この一連の流れについて度が過ぎてきたので、金融庁と国税庁が動き出してストップを掛けたというのが今回の顛末のような気がします。

このように、安定経営のためには財務的な活用としての生命保険は非常に良いツールでした。そして、自助努力として、ご自身の退職金を準備するのも生命保険は最適なツールでした。経営者としてとることができる、重要な選択肢を生保業界の過当競争により奪われてしまったのです。

上述したように、日本生命をはじめとする各生命保険会社から、中小企業の経営者向けの生命保険、いわゆる「節税保険」の販売停止が発表されました。

どうして、各生命保険会社は「節税保険」の販売停止をするに至ったのか、いまいちわかりずらかったと思います。

以下で、生命保険会社の「節税保険」の販売停止について

- ・ 国税庁が問題視していた「節税保険」の仕組み
- ・ 金融庁が問題視していた「節税保険」の仕組み
- ・ 過去のいたちごっこの繰り返し
- ・ 法人の保険、今後はどうなる

の4つの点を中心におさらいしていきたいと思います。

「節税保険」とは、高額な保険料で所得を圧縮し、中途解約時の返戻率を高めることで、節税効果を含めた実質的な返戻率が100%を超えるような商品をいいます。

2019年2月13日に、国税庁より生保各社に対し、こういった節税保険の損金算入を制限する旨の通達が発せられたことにより、大手生保各社は節税保険の販売を休止する旨を発表しています。

◇国税庁通達の内容

今回の通達により、「ピーク時の解約返戻率が50%超の法人向け定期保険」の損金算入ルールが将来的に見直されることとなります。

多くの節税保険は、ピーク時の解約返戻率が50%を大きく超えていますので、今回の通達の影響はかなりの広範囲にわたると考えられます。

これにより、業界トップの売上トップを誇ってきた第一生命の「ネオdeきぎょう」などの節税保険は、販売休止などの対応に追われています。

今後の国税庁通達の変更やパブリックコメント等を受けて、具体的な取り扱いが固まっていくものと考えられますが、現在未契約で既に申し込みがあった商品などの販売の実施は、生保各社によって異なりますので注意が必要です。

◇節税保険の仕組み

結論を言ってしまうと、節税保険に加入したところで決して税負担が軽減するとは限りません。むしろ、割高な保険料を負担させられている可能性もあると考えられます。

節税保険のセールストークでは次のような説明が用いられます。(法人税率30%の場合)

「年間の課税所得が1,000万円の場合、年間100万円（ピーク時である10年目の単純返戻率が95%）の保険に加入すれば、10年間で300万円が節税できます」

保険料100万円に税率30%を乗じた30万円×10年＝300万円が節税できる計算となりますが、一方で解約時の返戻金9,500万円は、その返戻時の課税所得を構成します。

当然ながら、この9,500万円に対して法人税が課せられるのですが、この法人税課税を減額する方法として役員退職金の利用などが提案されます。結果として、保険料支払い時の減税メリットだけがフォーカスされ、経営者にとって魅力的な商品かのような説明がなされてしまうのです。

しかし、よく考えてみると、10年後のピーク時に社長が退任、役員退職金を支給するなどといった計画は、その時点では極めて不確実です。

特に3年後の経営環境ですら不透明な中小企業に対して、目先の減税をうたって、10年後の出口戦略を語るのが果たして正しいのかという疑問があります。

また、こうした節税をうたったオプションが付されることで、保障に対し割高な保険料を支払っている可能性も考えられます。

したがって、単なる税の繰り延べである「節税保険」に大したメリットがないことを理解したうえで、保険はあくまでも本来の目的である事業保障にフォーカスすべきでしょう。

◇まとめ

速報的ではありますが、節税保険に対する国税庁の規制について解説しました。

今回の通達は、行き過ぎた「節税」を抑止する意味合いで発せられたものとなりますが、個人的には、そもそも節税保険に節税効果はなく、むしろ割高な保険料であったり、ファイナンス的にも保険が中小企業経営にフィットするものではないと考えていましたので、これまでの生保各社の行き過ぎた販売勧誘が是正されてよかったのではないかと思います。

保険商品自体を否定するわけではありませんが、「節税」ではなく「事業保障」の観点からより良い保険を提案する販売者側の姿勢と、それを吟味する経営者側の知識が求められるのではないかと思います。

合資会社

合資会社とは何か、ご存じでしょうか。

今回は、合資会社について掘り下げていきたいと思います。合資会社と株式会社の違いは何か、特徴は何なのか、取引するうえで注意することは何なのか、などを解説します。

併せて、有限責任社員・無限責任社員とは何かも解説します。

世の中にある会社の中では株式会社の数は圧倒的に多く、有限会社（過去に設立が認められていた会社形態の1つです。2006年（平成18年）5月1日の会社法施行に伴い根拠法の有限会社法が廃止され、それ以降、有限会社の新設はできなくなりました）がそれに続きます。

しかし、現在では合資会社として営業している企業も数多く存在するようになりました。合資会社とはどのような企業で、どんなメリット・デメリットがあるのかをここでは紹介していきます。

◇「有限責任社員」と「無限責任社員」

合資会社について理解するには、まず「有限責任社員」と「無限責任社員」の定義を知っておく必要があります。

「有限責任社員」とは、一言であらわすと、会社の債権者に対して出資額を上限に責任を持つ社員のことです。

会社が倒産したときや、会社に負債が発生した場合であっても、出資額以上の負債を負う必要はありません。資産価値が暴落したときにも、出資額以上の損害を受けることのないこのスタイルを、有限間接責任と呼ぶこともあります。

例えば、100万円を出資して有限責任社員となった場合には、会社の債務が150万円残った場合にも、出資した100万円の範囲内でのみ支払い義務を負うことになります。

一方、「無限責任社員」は、債権者に連帯して負債を負う社員のことをいいます。会社が負債を抱えてしまったときには、それがゼロになるまで、たとえ私財を投げ打ってでも返済する必要に迫られるのです。直接負債を負うことからこちらは有限間接責任に対して直接責任と呼ばれています。

◇合資会社の定義

「有限責任社員」と「無限責任社員」について理解することができれば、合資会社の定義がわかります。

合資会社は、有限責任社員と無限責任社員の両方で構成されている会社のことを意味します。

現在日本では、下記の4種類の会社を設立することができます。

- ・株式会社 略称（株）
- ・合同会社 略称（同）
- ・合名会社 略称（名）
- ・合資会社 略称（資）

株式会社が（株）と表記されるに対して、合資会社は（資）と表記されるので、見かけたことがあるという人も多いのではないのでしょうか。

合資会社には、有限責任社員と無限責任社員の両方が必要であるため、最小2人からの設立が可能です。株式会社や合同会社、合名会社は1人でも設立できるので、ちょっと特殊であるといえるかもしれません。

◇合資会社のメリット

合資会社のメリットとしては、まず設立費用が安価におさまるという点が挙げられます。

理由は、合資会社には資本金の制度が無いうえに、出資は信用・労務や現物出資（現金による出資の義務なし）が認められているからです。

- ・信用出資：自己の信用を会社に利用させることを目的とする出資
- ・労務出資：労務を提供するという方法による出資
- ・現物出資：不動産・特許権などによる出資

株式会社の設立は登録免許税と定款印紙、定款認証費用合わせて25万円程度必要であるに対し、合資会社は登録免許税と定款印紙代のみで10万円で済ませることができるのです。

手続きも株式会社と比較すると簡単に済むため、少人数で事業を立ち上げる人にとっては大いに手間が省けます。ちなみに、平成18年の会社法施行により、有限会社は立ち上げることができません。

〈合資会社設立の方法・手順〉

- ・設立時社員で会社の基本事項（商号、所在地等）を策定する
- ・設立時社員が出資者となり、出資金を準備する
- ・損益の分配割合を定める（定めのない場合は、出資額に応じて）
- ・業務執行社員・代表社員を選任する
- ・定款作成を行う（有限責任社員／無限責任社員を明記、認証は不要）
- ・出資金を払い込む
- ・法務局にて会社の登記申請を行う

なお、会社設立に直接的にかかるコストは他の持分会社と同じです。また、合名会社・合資会社は資本金が0円でも設立可能なため、その場合は払込のプロセスが不要です。

さらに、合資会社は資本金を用意する必要がなく、現金による出資を義務付けられていないため、現物出資が可能です。

資本金集めに奔走する必要がない、ということです。

個人事業主とは異なり、社会保険に加入できるところもメリットのひとつです。

また、株主総会が存在しないため決算報告の義務がなく、会社法に反しない限り定款を自由に定められるなどのメリットも存在します。

◇合資会社のデメリット

メリットが多く、簡単に設立できるように思える合資会社ですが、デメリットも存在します。

その最たるものは、やはり無限責任社員が会社すべての責任を負うということでしょう。事業が軌道にのればいいですが、失敗したときには全財産を失ってしまう可能性があります。

負債を背負った際、株式会社と合同会社は株主（出資者）全員が「有限責任社員」となり、出資の範囲内において負債責任を負います。

合資会社の場合は、最少2人の「有限責任社員」と「無限責任社員」がそれぞれ責任を負います。有限責任社員は出資の範囲内の負債。無限責任社員は、負債総額の全額を支払う責任を負います。多くの合資会社では、オーナーが無限責任社員であるようです。

現在、無限責任社員の存在を認められているのは「合資会社」と「合名会社」の2つのみです。合名会社は、無限責任社員のみで構成される会社です。

また、上述したとおりに最低2人いなければ合資会社を設立できないため、常に自分以外の誰かを雇用し続ける必要があります。2人で営業していて急遽一人が退職することになった場合などは、至急代わりを探さなければなりません。

自身が有限責任社員になった場合、少なからず負債を負う可能性があります。また、万が一、社員が2名未満になった場合は合名会社や合同会社に組織変更されるでしょう。その場合は、全スタッフが有限責任社員という立場になる懸念があります。

この考察から分かるように、合資会社は経営が傾くと、有限責任社員や無限責任社員に大きな負担がかかります。無限責任社員はオーナーである場合が多いので致し方ないとしても、社員にとっては正に不測の事態でしょう。

そのような背景もあり、現在、合資会社は減少傾向にあります。

◇まとめ

合資会社の定義やメリット、デメリットを理解していただけたと思います。現在は設立されることが少なくなった合資会社ですが、メリットも少なくはありません。合資会社はアットホームな雰囲気の家系会社も多く、家族経営をする会社にあっているといえるでしょう。合同会社や合名会社との違いを理解しておくことが大切です。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

5 損金となる寄付金

(2) 寄付金の処理

法人の場合には、相手先がどこであれ経費にはなりません。

経理処理としてはお金を渡した場合、

(借方) (貸方)

寄付金×××× / 現金××××

となります。

寄付には現金を渡すだけでなく、商品券等の贈答、無利息貸付（利息部分が寄付となる）、債権放棄をした場合にも該当しますので注意が必要です。

法人の場合、税務上の損金（＝経費ではない）に参入できるか否かは寄付の相手先により取り扱いが異なります。

① 国、地方公共団体や財務大臣が指定した（指定寄付金と呼びます）寄付金の場合

全額損金算入

② 特定公益増進法人に対する寄付金の場合（普通法人、協同組合等及び人格のない社団等の場合

次に掲げる金額の合計額の2分の1に相当する金額 まで損金算入（③の損金参入枠とは別枠）

イ その事業年度終了の時における資本金等の額の1000分の3.75に相当する金額

ロ その事業年度の所得の金額の100分の6.25に相当する金額

(注) 特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人を除きます）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。

③ その他の法人（一般法人や自治会等）の場合

②の算式により計算した金額

④ 完全支配関係がある会社の場合

全額損金不算入（相手側も益金不算入）

（参） 経営不振に陥っている子会社等（完全子会社とは限らない）に、無利息貸付や債権放棄を行った場合には全額損金算入することが可能です。

上記②の算式を、一般的な中小企業に当てはめた場合は、次のようになります。

資本金1,000万円 税務上所得金額（法人税別表四の最終値）1,000万円
 $(1,000万円 \times 3.75) + (1,000万円 \times 6.25) \times 1 = 331,250円$

この法人の場合は、特定公益増進法人に対して331,250円までが税務上損金算入ができ、その他の一般的な法人に対しても、同額の331,250円が損金算入することができます。

しかし、利益が0以下の法人の場合、上記金額が18,750円と、寄付したものがほとんど税務上損金として認められないこととなります。

寄付は、本来損金算入することが目的ではありませんが、法人が寄付をする場合、「相手先がどこか」「自社の資本金はいくらか」「今期の利益はどの程度見込めるのか」といったポイントを踏まえ試算をして、損金算入限度額を理解した上で寄付することが税務上の観点では重要なこととなります。

企業として寄付を行う際には、相手先がどのような団体であるかの確認が重要です。

国税庁のホームページで、認定NPO法人の一覧が開示されているので、相手先について確認してみることをおすすめします。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npo/npo.htm>

また、寄付を行った際には、必ず領収書をもらって相手先を確認し、交際費と区別する必要があります。税務調査の際などに、寄付を行ったことの証拠となるものなので、必ず保管しましょう。

上述したように、寄付金を支出する場合、会社がどのように処理したかによって、その取扱いが変わってきます。

例えば、あなたの会社が、国に対して100万円を寄付したとしましょう。

この場合、

(借 方)		(貸 方)	
寄 付 金	100万円	現 金	100万円

と仕訳すれば、その全額が損金として認められます。

また、同じ例で、

(借 方)		(貸 方)	
仮 払 金	100万円	現 金	100万円

と仮払計上した場合には、別表四において100万円を減算することができます。

さらに、国に対して、100万円を寄付することは決まったのですが、支払が遅れて決算をむかえ、

(借 方)		(貸 方)	
寄 付 金	100万円 /	未 払 金	100万円

と、未払金に計上した場合には、その全額が損金になりません。
すなわち、別表四において100万円を加算することになります。

この加算された100万円は、その後現実に支払った事業年度で

(借 方)		(貸 方)	
未 払 金	100万円 /	現 金	100万円

と仕訳され、別表四において減算することになります。

税法では、寄付金を

現金主義

によって考えている、ということです。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

振替休日と代休の違い

事 例

「振替休日」と「代休」の違いとはどのようなものですか。そのお休みが振替休日となるのか、代休となるかで休日に働くときに支払わなければならない賃金が違ってくるのでしょうか。

◇アドバイス◇

そのお休みが振替休日となるのか、代休となるかで休日に働くときに支払わなければならない賃金が違ってきます

◆◇解

説◇◆

◇休日には法定休日と所定休日がある

休日出勤をした場合の賃金については、その休日労働が法定休日と所定休日のどちらに行われたものであるのかによって、賃金が割増になるかどうか異なります。また所定休日でも、労働時間が法定労働時間内におさまるかどうかでも割増賃金が支払われるかケースとそうでないケースに分かれます。

◇法定休日

法律上、会社側は従業員に毎週1日以上、かつ4週間を通じて4日以上の日を与えなければならないとされています。これが法定休日と呼ばれるものです。この休日は必ず確保されなければなりません。

◇所定休日

所定休日とは各会社が法定休日と法定労働時間を調整して作る休日のことをいいます。所定労働時間は法定労働時間を超えることができないため、例えば「休日は日曜日のみ、あとは9時から18時まで、休憩時間をのぞく8時間勤務」とい

った条件は、法律に違反するので無効となります。そのため、この場合は日曜日以外のどこかで休日を作らなければならないことになります。

休日に働かざるをえなくなった場合、代わりに平日のどこかでお休みをとる人も多いでしょう。そのお休みが振替休日となるのか、代休となるかで休日に働くときに支払わなければならない賃金が違ってくことはご存知でしょうか。

◇振替休日と代休

振替休日と代休はよく混同されがちですが、似て非なるものです。この2つには、休日出勤になるかどうかの点ではっきりした違いがあるので、具体的にどのように違うのかについて見ていきましょう。

◇振替休日

振替休日とは、「事前に」本来の休日と本来の労働日を交換する方法であり、休日出勤扱いにはなりません。振替休日を利用するには、事前に振り替える日を決めておく必要があります。ただし、休日の振替は時間単位ではできないことに注意しましょう。

◇代休

代休とは、休日出勤（労働）をした後に、本来労働すべき日に休日に働いた代わりにお休みをとる方法です。代休を取得する場合は、「事後」に本来の休日と本来の労働日を交換するため、休日出勤をした事実が残ることになります。そのため、場合によっては出勤した日の賃金の割増率が変わってきます。

◇振替休日や代休を取得した場合の賃金

振替休日を利用する場合と代休を利用する場合とで、賃金が割増されるかどうか大きく異なります。また、法定労働時間を超えるか否か、法定休日に働くか否かでも、割増率やもらえる賃金に差が出てきます。では、具体的にどのような違いが生じるのかについて、見ていきましょう。

◇振替休日の場合

振替休日を利用する場合は、休日出勤したわけではないので賃金の割増はありません。しかし、振替休日を設定することで法定休日にお休みが取れなくなった場合や、労働時間が週40時間を超える場合には、労働することになった日について割増賃金が支払われます。この日に8時間を超えて働く場合も、残業代は割増となります。

◇代休の場合

代休を取る場合、働いた日は休日出勤扱いになります。出勤したのが法定休日だった場合には35%増の割増賃金が支払われます。また、働いたのは所定休日だったが労働時間が週40時間を超える場合や1日の労働時間が8時間を超える場合

は、25%増の割増賃金が支払われます。

◇休暇と休業の賃金

休暇と休業はニュアンスとしては似ていますが、お休みを取る期間の長さの違いをあらわすこともあります。休暇より休業のほうが長期間にわたるイメージです。

◇休暇

休暇とは、もともと労働する義務がある日に労働を免除してもらうことを指します。休暇には、年次有給休暇や育児休暇などの「法定休暇」と、慶弔休暇や夏季休暇などの「法定外休暇（任意休暇）」の2種類があります。従業員が法定休暇の取得を求めてきた場合、会社側はその申し出を断ることができないようになっているため、安心して取ることが可能です。

◇休業とは

休業とは、本来労働すべき日に、従業員や会社側の都合によって労働が免除される日のことを言います。従業員側の都合による休業には育児休業や介護休業などがあり、会社側の都合による休業としては、業績不振や災害時の自宅待機などがあります。

◇休暇中・休業中に就労する場合

例えば、育児休暇中に繁忙期の3日間だけ会社に戻って働くといった場面もあるでしょう。そのように、休暇中・休業中に働いた場合については休暇取得前の基礎時給にもとづく賃金が支払われることになっています。ただし、働いた時間が法定労働時間を超えた場合は、当然ながら賃金は割増となります。

また、業績不振により自宅待機が命じられるなど、会社都合により休業する場合は、平均賃金の60%以上を会社に支払ってもらえることが法律で定められています。

◇育児・介護休業給付金をもらっている場合

育児休業・介護休業を取得していて、なおかつ育児休業給付金や介護休業給付金をもらっている場合は、休業中に働いて得た賃金と給付金の額が賃金月額80%となるときは、その超えた分を引いた額を受け取ることになります。

賃金と給付金との関係

・賃金が賃金月額の13%（30%）以下	満額支給
・賃金が賃金月額の13%（30%）超、80%未満	超える分について減額
・賃金が賃金月額の80%以上	支給されない

また、月80時間を超えると給付金がもらえなくなるため、働く時間についても注意が必要です。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎固定資産税の仕訳

1. 固定資産税とは

(1) 固定資産税の定義・意味など

固定資産税とは、市町村が固定資産に対し、その所有者に毎年課税する地方税（市町村税）をいう。

(2) 固定資産税の範囲

固定資産税の対象には、不動産（土地・建物）と有形償却資産がある。

① 不動産（土地・建物）

② 有形償却資産

(3) 固定資産税の位置づけ・体系（上位概念等）

◇地方税

固定資産税は、地方税である。

(4) 固定資産税と関係する概念

◇不動産取得税

不動産取得税は、不動産を取得したときに一度だけ課税される都道府県民税である。

(5) 固定資産税の計算方法

固定資産税は、次の計算式で算定する。

$$\text{固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$$

◇税率

標準税率として、1.4/100とされているが、税率は各市町村が設定できる。

◇免税点

市町村の区域内に同一人が所有する土地・建物・償却資産について、それぞれの課税標準額の合計額が以下の金額（これを免税点という）に満たない場合は、固定資産税は課税されない。

◇不動産

土地…… 30万円

建物…… 20万円

償却資産……150万円

(6) 固定資産税の税額の確定方式

◇賦課課税方式

固定資産税は、賦課課税方式である。つまり、都道府県から送付される、確定した税額が記載されている納税通知書によって納める。

◇賦課期日

固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日（これを賦課期日という）時点の固定資産の所有者である。

◇納付方法

固定資産税は一括払い又は年4回の分納のいずれかを選べる。

2. 固定資産税の会計・簿記・経理上の取り扱い

会計処理方法

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

税務上、固定資産税の必要経費又は損金算入時期は次のいずれかの事業年度とされている。どの事業年度にするかにより会計処理が異なってくる。

- ① 賦課決定のあった日（＝納税通知書を受け取ったとき）の属する事業年度（原則）
- ② 納期の開始の日の属する事業年度
- ③ 実際に納付した日の属する事業年度

(2) 賦課決定のあった日に費用計上する場合

原則どおり、賦課決定のあった日＝納税通知書を受け取ったときに費用計上する場合は、以下のとおり、会計処理を行う。なお、こうして未払計上すれば、賦課期日の属する事業年度に費用とすることができる。

◇納税通知書を受け取ったとき

固定資産税は、普通徴収とされている。

4～6月頃に固定資産税納税通知書が納税者に交付されるので、これにより年4回に分けて金融機関等で納付することになる。全期を前納できる市町村もある。

固定資産税の納税通知書を受け取ったときはその時点で税額が確定するので、その全額を租税公課勘定の借方に記帳して費用計上する。

ただし、租税公課のなかでも固定資産税を別途管理したい場合には、固定資産税勘定を設定してもよい。

他方、この時点ではまだ納付していないので、その相手科目としては未払税金（又は未払金・未払費用）勘定などの貸方に記帳して負債計上する。

納期が翌年2月である固定資産税の第4期分についても、本年分の費用になるのが原則である。ただし、国税庁『青色申告の決算の手引き』によれば、翌年分の費用にしても「差し支え」ないものとされている。

◇固定資産税を納付したとき

固定資産税の各納付時期に固定資産税を納付したときは、その納付額を現金預金勘定などの貸方に記帳するとともに、未払税金勘定の借方に記帳してこれを減少させる。

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 固定資産税の支払

例題 固定資産税10,000円を現金で支払った。

租税公課	10,000	現金	10,000
------	--------	----	--------

★ポイント★ 租税公課という費用が10,000円発生していますので、借方側に「租税公課10,000円」と記入してください。同時に、現金という資産が10,000円減少していますので貸方側は「現金10,000円」となっています。

2 印紙税（収入印紙）の支払

例題 収入印紙400円を現金で購入し、契約書に貼付した。

租税公課	400	現金	400
------	-----	----	-----

★ポイント★ 収入印紙を購入し、書類に貼付することにより租税公課という費用が400円発生していますので、借方側に「租税公課400円」と記入してください。同時に現金という資産が400円減少していますので貸方側は「現金400円」となっています。

3 賦課課税された税金

例題 不動産取得税100,000円の納付書が事務所に届いた。

租税公課	100,000円	未払金	100,000円
------	----------	-----	----------

上記の取得税を現金で納付した。

未払金	100,000円	現金	100,000円
-----	----------	----	----------

★ポイント★ 賦課課税とは、固定資産税等、自動車税、不動産取得税等のように、金額が記載されている納付書が送られてくる税金のことです。法人税等の申告納税と異なり、税額を税務署等が計算するのが特徴です。

こういった賦課課税方式による税金については、原則はその賦課決定がされた日に損金に算入する必要があります。現

実的には納付書が届いた日に損金算入します。ただし、納期の開始日や、実際に納付した日に損金に算入することも認められています。

3. 固定資産税の税務・税法・税制上の取り扱い

必要経費算入（所得税法上）・損金算入（法人税法上）

(1) 必要経費算入・損金算入の可否

固定資産税は、原則として、必要経費算入（所得税法上）・損金算入（法人税法上）が認められている。

(2) 必要経費算入の可否

固定資産税は業務用の部分に限って必要経費になる。

◇親族の建物

親族の所有する建物に関する費用（水道光熱費、固定資産税、保険料など）は生計一、有償無償に関わらず、必要経費に算入する。

(3) 必要経費算入時期・損金算入時期

税務上、固定資産税などの賦課課税方式による租税の必要経費又は損金算入時期は、原則として、賦課決定のあった日（＝納税通知書を受け取ったとき）の属する事業年度とされている。

ただし、納期の開始の日の属する事業年度又は実際に納付した日の属する事業年度において必要経費又は損金に算入することも認められている。つまり、固定資産税の必要経費又は損金算入時期は次のいずれかの事業年度になる。

- ・ 賦課決定のあった日（＝納税通知書を受け取ったとき）の属する事業年度
- ・ 納期の開始の日の属する事業年度
- ・ 実際に納付した日の属する事業年度

所得税基本通達

（その年分の必要経費に算入する租税）

37-6 法第37条第1項の規定によりその年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入する国税及び地方税は、その年12月31日までに申告等により納付すべきことが具体的に確定したものとす。ただし、次に掲げる税額については、それぞれ次による。

…

- (3) 賦課税方式による租税のうち納期が分割して定められている税額
各納期の税額をそれぞれ納期の開始の日又は実際に納付した日の属する年分の必要経費に算入することができる。

…